

資料 1

野洲市まちづくり基本条例 対比表

現行	改正案
第2章 みんなが輝くまちづくり (人権の尊重) 第3条 市民は、<u>すべての活動において、相互に認め合い、思いやり、互いの人権を尊重します。</u> 2 <u>市民は、いかなる事由による差別も受けず、人として尊重される権利を持ちます。</u>	第2章 みんなが輝くまちづくり (人権の尊重) 第3条 市民は、<u>いかなる事由による差別を受けず、個人として尊重されるとともに、すべての人が日本国憲法に定められる基本的人権を享受できるよう努めます。</u> 2 <u>削除</u> <u>(安全安心のまちづくり)</u> 第〇条 <u>市民、市議会及び市は、地域の安全安心のための自主的な活動の推進や住環境を整備します。</u>
第3章 みんなの役割 (市民の役割) 第8条 市民は、自らが持つ知恵や力をまちづくりのために発揮します。 (自治会の役割) 第10条 自治会は、地域における自治の主体として、地域のよりよい生活環境の充実を図ります。	第3章 みんなの役割 (市民の役割) 第8条 市民は、自らが持つ知恵や力をまちづくりのために発揮します。 2 <u>市民は、市民活動や自治会活動への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域課題の解決に努めます。</u> (自治会の役割) 第10条 自治会は、地域における自治の主体として、地域のよりよい生活環境の充実を図ります。

	条項追加	→	<u>2 自治会は、市民が参加しやすい運営を行い、地域を担う人材の育成や地域課題の解決に努めます。</u>
第6章 みんなにわかる行政運営			第6章 みんなにわかる行政運営 <u>(総合計画)</u>
	条文追加	→	<u>第〇条 市長は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、市の最上位計画として総合計画を策定、公表し、実現に努めます。</u>
第7章 みんなで支え合う市民活動	章名追加	→	<u>第7章 みんなで支え合う市民活動と自治会活動</u> <u>(自治会活動の支援)</u>
	条文追加	→	<u>第〇条 市は、市民の主体的な自治会活動への参加を促進するため、必要な措置を講じます。</u>
第8章 みんなで育てる条例 <u>(条例の見直し)</u>			第8章 みんなで育てる条例
<u>第30条 市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的を達成するに适当であるか否かを検討するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他の適切な措置を講じます。</u>			<u>第30条 削除</u> 条文削除

*議会提案時における改正文等については、今後の総務課文書法規担当等との調整により、変更になる可能性があります。

*今回の改正に併せて野洲市議会基本条例（平成22年野洲市第31号）及び野洲市住民投票条例（平成21年野洲市第34号）においても改正に伴う条番号等の変更による改正が行われます。